

重要
重要2023年度资料
2023年度用

致加入学生教育研究人身意外伤害保险的各位留学生
学研災ご加入の留学生の皆様へ

**如果要全方面支援留学生活的话**

留学生活中のもしもを総合的にサポートするなら

面向外国留学生的学研灾附带学生生活综合保险

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

附带学生综合险，专为留学生设置，为其提供全面支援。

全国共 1,091 家学校选择了学研意外险，我们为这些学校的留学生准备了留学生附带学生综合险服务，所有选择本项服务的大学均可利用其规模优势，享受团体优惠。

留学生向け付帯学総は、留学生を応援するために創設いたしました。

学研災を導入している全国 1,091 校の留学生を加入対象としており、本制度採用大学のスケールメリットを活かした団体割引を適用しております。

赔付责任

賠償責任

伤害・疾病

ケガ・病気

救助者费用

救援者費用

死亡・后遗症

死亡・後遺障害

**团体优惠****30%****可用**

団体割引 30% 適用

●请您在所希望的生效日期前一天为止汇款。如果推迟汇款，从汇款日期的第二天起开始补偿。

●ご希望の始期日前日までに入金してください。入金が遅れた場合、入金の翌日から補償開始となります。

Niigata University

公益財団法人 日本国际教育支援协会

公益財団法人 日本国際教育支援協会

为您的学生生活提供多方面支援！ 学生生活を幅広くサポートします！

※关于支付保险金的主要情况和不予支付保险金的主要情况，请查看另附的《补偿概要等》。

※保险金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、別紙「補償の概要等」をご確認ください。

1 个人赔偿责任 骑自行车撞伤行人时。

個人賠償責任 自転車で行中、通行人にぶつかったケガをさせたとき。

在国内外，由于学生本人的原因而发生的突发事故，导致给他人带来伤害、破坏他人财物及在国内租借别人的物品或暂时保管他人物品（寄托物品）^(※1)后，在国内外造成破坏或被盜等，依法承担损害赔偿赔偿责任时，支付保险金。日本国内的个人赔偿责任事故原则上由东京海上自动负责和解谈判。（由国外法院受理诉讼的情况除外。）

（※1）寄托品不包括手机、自行车、隐形眼镜、眼镜等。

※实习过程中和打工过程中发生的事故也在补偿范围内。但是，因从事除此以外的其他业务而导致的事故不在补偿范围内。

※汽车和摩托车（含电动自行车）事故不在补偿范围内。

※“和解谈判服务”是指身为被保险人的学生收到有关事故的损害赔偿请求后，经被保险人同意，保险公司为被保险人履行谈判、和解以及调停或者诉讼程序的服务。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。）

（※1）携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。

※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。

※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。

附带和解谈判服务！
示談交渉サービス付き！



2 死亡・后遗症 发生不幸或出现后遗症时。

死亡・後遺障害 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

学生本人在日本国内外因严重的偶发外来事故而死亡或留下后遗症时，由保险公司支付保险金。（但是，正常上课时、学校活动过程中、取得学校同意的课外活动（社团活动）过程中、学校设施内（宿舍除外）发生的事故不在本保险补偿范围内，而属于学研意外险的补偿范围。）

地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舍を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治疗费用（※1）（※2） 学生本人因受伤或疾病住院或接受门诊治疗时。

治療費用^{(※1)(※2)} 学生本人が、ケガや病気入院または通院したとき。

在国内学生本人因为受伤及生病而接受门诊治疗或住院超过一天以上时，健康保险等的个人承担部分^(※3)将作为保险金支付。（不包括因为牙科疾病而接受门诊治疗，因精神疾病住院或接受门诊治疗，痔疮，肛裂等原因住院及接受门诊治疗。）地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（※1）治疗费用保险金的支付对象期间为从接受门诊治疗或开始住院的日期到包括当天在内，经过60天的月份的月末为止。

初診日：2023/4/15为例

经过60天当天：2023/6/13

经过60天当天的月份的月末：2023/6/30

2023/4/15～2023/6/30的治疗费用为支付对象

（※2）保险期间开始前出现的疾病和伤害不在保险补偿范围内。（但，保险期间开始后满2年（保险期间为1年以下且将其更新时为“1年”）后开始接受住院或门诊治疗属于保险金支付范围。）

（※3）关于本人负担额的详细内容请参照（补偿概要等）。

国内外で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※3)を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核、裂肛等による入院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日：2023/4/15のケース

60日を経過した日：2023/6/13

60日を経過した日の属する月の末日：2023/6/30

2023/4/15～2023/6/30の治療費が支払対象

（※2）保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）

（※3）自己負担分の詳細については、＜補償の概要等＞をご確認ください。

对在医疗机构窗口支付的自付费用进行补偿。
医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

診療科目	自己負担額	保険金
内科	4,380円	4,380円
外科	4,380円	4,380円

推荐要点
おすすめのポイント

从去医院就诊的第一天开始补偿
通院1日目から補償



4 救援人费用等 学生住院后，监护人赶往医院时。

救援者費用等 学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

在国内外，学生本人在保险期间内在住宅外所受的伤，或是生病后连续3天以上住院，或是所乘坐的飞机及船舶遭难时等情况下，支付交通费及住宿费、搜索救援费等费用。国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、搜索救助費用等をお支払いします。



5 住院保险（※1）・手术保险（※2）・门诊医疗保险（※3） 学生本人因受伤而住院或接受门诊治疗时。

入院保険^(※1)・手術保険^(※2)・通院保険^(※3) 学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学生本人在学校管理下之外受伤并住院或接受门诊治疗时，由保险公司按住院或门诊天数支付日额保险金。学生接受手术治疗时，保险公司也将支付保险金。地震或火山喷发或因此而引起的海啸所致伤害也在补偿范围内。

（※1）自事故之日起满180天后住院的，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以180天为限。

（※2）仅限自事故之日起180天内接受的手术。此外，如伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。

（※3）自事故之日起满180天后接受的门诊治疗，本公司无法支付相应费用。另，单次事故以90天为限。

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

（※1）事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。

（※2）事故の日から180日以内に受けた手術に限りります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

（※3）事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



保険タイプ ご加入タイプ				
		A 类型 (*1)	B 类型	C 类型
保険金額	1 个人賠償責任 (*2) 個人賠償責任 (*2)	单次事故 日本国内: 1 亿日元 日本国外: 1 亿日元 为限 1 事故 国内: 1 億円 国外: 1 億円 限度		
	2 死亡・后遺症 (*3) 死亡・後遺障害 (*3)	100 万日元	100 万日元	100 万日元
	3 治疗費用 (*4) 治療費用 (*4)	实际支付的治疗費用 治療費用実費	非支付対象	非支付対象
	4 治疗費用 (*4) 治療費用 (*4)			
	5 伤害定額 (*3) (住院日額 (*5)) (门诊日額)	300 万日元	300 万日元	300 万日元
保険料 (卒業までの一括払)	6 救援人員費用等 救援者費用等	300 万日元	300 万日元	300 万日元
	7 伤害定額 (*3) (住院日額 (*5)) (门诊日額)	非支付対象	非支付対象	住院日額 5,000 日元 门诊日額 3,000 日元
	8 保険期間 保険期間	1 个月 1 ヶ月	460 日元	2,240 日元
	9 2 个月 2 ヶ月	660 日元	3,170 日元	
	10 3 个月 3 ヶ月	840 日元	4,060 日元	
保険料 (卒業までの一括払)	11 4 个月 4 ヶ月	6,330 日元	1,030 日元	
	12 5 个月 5 ヶ月	7,480 日元	1,210 日元	
	13 6 个月 6 ヶ月	8,060 日元	1,310 日元	
	14 7 个月 7 ヶ月	8,630 日元	1,400 日元	
	15 8 个月 8 ヶ月	9,200 日元	1,490 日元	
	16 9 个月 9 ヶ月	9,780 日元	1,590 日元	
	17 10 个月 10 ヶ月	10,360 日元	1,680 日元	
	18 11 个月 11 ヶ月	10,930 日元	1,770 日元	
	19 1 年 1 年間	11,500 日元	1,860 日元	
	20 2 年 2 年間	20,130 日元	3,260 日元	
	21 3 年 3 年間	28,780 日元	4,680 日元	
	22 4 年 4 年間	37,410 日元	6,080 日元	
	23 5 年 5 年間	46,030 日元	7,470 日元	
	24 6 年 6 年間	51,780 日元	8,400 日元	

(*) 1 仅限已加入医疗保险者可以加入。(滞留期间 3 个月以内未加入医疗保险者请从 B・C 类型中选择。)

(*) 2 信息设备内的数据损坏, 单次事故以 500 万日元为限。

(*) 3 教育研究活动中发生的事故不属于本保险补偿对象, 属于学研意外补偿对象。

(*) 4 支付对象时间为开始接受门诊治疗或住院之日起至包括第一天在内满 60 天之日所属月份的最后一天。

(*) 5 手术保险金支付金额为住院保险金日额的 10 倍 (住院期间的手术) 或 5 倍 (非住院期间的手术)。伤口处理、拔牙等有些手术不在支付范围内。

全国被保险人数达到 10000 人及以上时, 上述保险费适用 30% 的折扣优惠。

保险期限为开始之日的凌晨 0 时至保险期满之日的下午 4 时止。

例) 6 年期保险为 2023 年 4 月 1 日凌晨 0 时至 2029 年 4 月 1 日下午 4 时为止的共 6 年时间。

保险费为按月计算。如果在月中结束留学, 保险截止日仍为次月 1 日。

例 1) 留学期限如果为 4 月 1 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 1 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。

例 2) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 31 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。

例 3) 留学期限如果为 4 月 15 日~5 月 15 日, 则保险期限为 4 月 15 日~6 月 1 日, 共需支付 2 个月的保险费。

留学期限超过 1 年, 保险期限不同于上述保险期限时, 请单独咨询。

本手册所述参保类型仅针对相当于行业类别 A 的人员 (未持续性从事工作的学生等)。

持续性从事以下工作的人员为行业类别 B, 保险费有所不同。请咨询咨询处。

(如果参保后, 状态变更为 B 类, 请立即告知。)

“汽车驾驶员”、“建筑施工人员”、“农林业工作者”、“渔业工作者”、“采矿与采石工作者”、“木、竹、草、藤制品生产工作者” (以上 6 类行业)

(*) 1 健康保险加入者のみご加入できます。(滞日期间 3 ヶ月以内で健康保険未加入の方は、B・C タイプからお選びください。)

(*) 2 情報機器内のデータ損壊は 1 事故 500 万円限度となります。

(*) 3 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(*) 4 お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(*) 5 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍 (入院中の手術) または 5 倍 (入院中以外の手術) となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方が 10,000 人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。

保険期間は、始期日の午前 0 時より、保険終期日の午後 4 時までとなります。

例) 6 年間の場合 2023 年 4 月 1 日午前 0 時より 2029 年 4 月 1 日午後 4 時まで 6 年間

保険料は 1 ヶ月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1 日」となります。

例 1) 留学期間が、4 月 1 日~5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 1 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。

例 2) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 31 日の場合、保険期間は [4 月 15 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。

例 3) 留学期間が、4 月 15 日~5 月 15 日の場合、保険期間は [4 月 15 日~6 月 1 日] で [2 ヶ月] の保険料となります。

1 年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別 A に該当する方 (継続的に職業に従事していない学生等) 用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別 B となり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。

(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

【自動車運転者】「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採掘・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上 6 職種)

1 根据手册选择合适的补偿内容。

パンフレットより希望の補償内容を選ぶ。

保険期間不可選。
卒業前の全部保険費一括付清。
保険期間は選べません。
卒業までの一括払いです。

2 确认保险费, 在所附《付款处理单》中填写必要事项。

保険料を確認し、同封の「払込取扱票」に必要事項を記入する。

尽量工整地用细字体填写、以免遗漏。
“汇款受理票”上还需有加入依赖书。请务必按例填写。
漏れの無いよう、できるだけ丁寧に細字で記入ください。
「払込取扱票」は加入依頼書を兼ねております。必ず記入例に従い記入ください。

3 通过邮政储蓄银行或邮局转账支付保险费。

ゆうちょ銀行または郵便局から保険料を振込む。

完成汇款手续, 即完成参保申请。还有, 汇款手续费由汇款人负担。
振込手続きをもってお申込みは完了します。
なお、振込手数料は振込人負担です。



参保手续完成
加入手続き完了

4 参保手续完成后, 约 2 个月左右可以收到参保证。

加入手続き後、2 ヶ月後を目途に加入者証をお届け。

无论是否收到参保证, 在补偿开始日之后发生的故事都将获得补偿, 敬请放心。参保证寄达前, 请妥善保管回执。
* 参保证将寄至《付款处理单》中填写的日本国内地址。加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。加入者証到着までは受領証を保管してください。
* 加入者証は「払込取扱票」に記載の日本国内の住所へ送付します。

从入学到毕业, 只办理 1 次手续! 直到毕业都放心! 入学から卒業まで、手続きは 1 回だけ! 卒業まで安心!

发生事故时的处理流程 事故の際のご対応について

1. 从（公益財団法人）日本国际教育支援協会官网
下载《事故报告书》文档，填写事故情况。
（公財）日本国际教育支援協会HPより、「事故報告書」フ
ァイルをダウンロードし、事故の状況を入力してください。
※ 请使用英语或日语填写。
※ 在代理店的营业时间内，发生关于个人赔偿责任补偿的事故时（在
日常生活中，由于意外发生的事故给他人带来伤害或者损害他人
财物等情况时），请联系事故受理电话窗口（东京海上日动安心110
号）“0120-720-110”。

注）因事故而拨打电话时，请告知「証券番号」・「事故の概要」。
※ 入力は、「英語」または「日本語」をお願いします。
※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受
付センター」（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へ
お電話でご連絡いただくことも可能です。
注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。

【《事故报告书》下载网址】
【事故報告書掲載 URL】
<http://www.jees.or.jp/gakkensai/inbound.htm>

2. 将填写好的《事故报告书》添加为附件，
以邮件形式发送到以下邮箱地址。
入力をした「事故報告書」ファイルを添付し、以下
のメールアドレスまで、メール送信をお願いします。
※ 邮件主题为“INSCCLAIM 参保人番号”。（如不知道
参保人番号，则无需填写。）
※ 邮件请使用英语或日语撰写。
※ メール件名は「INSCCLAIM 加入者番号」としてく
ださい。（加入者番号が不明な場合は、記入不要です。）
※ 入力は「英語」または「日本語」をお願いします。

【事故報告専用邮箱地址】
【事故報告専用アドレス】
《賠償責任》《賠償責任》
《其他（治療費用等）》《その他（治療費用等）》
insclaim.futaigakuso@tmnf.jp

3. 受理事故并确定具体负责的工作
人员后，将由工作人员告知或
寄送必要资料。
事故受付し、担当者が決まりましたら、
担当者より、必要書類のご連絡や送付を
いたします。
※ 本公司与您联系时，将使用“英语”或“日
语”向您发送事故报告的邮箱地址发送邮
件。（如果您发送的《事故报告书》为英语填
写，则使用英语回复您的邮件。）
※ 此时，本公司向您发送邮件的邮箱地址并非
【事故報告専用邮箱地址】，敬请知照。
※ 弊社よりご連絡をする場合には、事故報
告を頂いたメールアドレスへ、「英語」ま
たは「日本語」で送信いたします。（英語
で事故報告書に記載頂いた場合には、英
語でメールをいたします。）
※ その際、弊社からご連絡するメールアド
レスは、【事故報告専用アドレス】とは異
なりますので、ご注意ください。

- ① 事故通知：事故发生后，请立即通过邮件与上述“事故报告专用邮箱地址”取得联系。
② 保险金请求权存在时效（3年），敬请知照。
③ 受伤或患病时，如果因受到旧伤或既有疾病等影响，而导致新伤或疾病的程度加重，
则所支付保险金的金额有可能减少。
④ 受伤或患病后申请治疗费用保险金时，需要提供医院等出具的收据等。申请用以支
付其他实际费用的保险金时，也同样需要提供收据等单据，以确认您所负担的费用
金额。因此，在申请保险金之前，请妥善保管相应单据。
⑤ 如果为赔偿事故，请务必确认并记录下对方的“姓名”、“联系方式”。
另，在您认可全部或部分损害赔偿时，请务必先向承保公司咨询。如果未经承
保公司认可，则有可能减少支付保险金，敬请知照。
⑥ 事故的通知：事故が発生した場合には、直ちに上記「事故報告専用アドレス」ま
でメールにてご連絡ください。
- ② 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
③ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病
気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
④ ケガや病気を被った場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領
収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご
負担された費用を確認する領収書等が必要です。保険金のご請求まで、必ず保
管しておいてください。
⑤ 賠償事故の場合、「相手方の名前」、「連絡先」を、必ず確認し、控えておいてください。
また、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引
受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減し
てお支払いすることがありますので、ご注意ください。

参保注意事项 ご加入にあたってのご注意ください

被保険人範囲
本保険被保険人仅限参保学研意外险的本校在校学生（如出现退学等情况，原则上需
要办理中途退保手续，届时请联系承保公司。）。

解除/合同及合同内容变更时保险费退款事宜
因解除/合同及合同内容变更而需退还保险费时，将按照东京海上日动规定的方法退还
保险费。收款人银行账户如为日本国外账户，则转账手续费由客户承担。如转账手续费金额超出所需退还的保险费，则保险费不予
退还。

保険の対象となる方の範囲
この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限り（退
学等の場合は、原則中途退学の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご
連絡ください。）。

解約・契約内容変更時の返還保険料の取扱い
解約・契約内容変更時において返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方
法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口
座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料
を上回る場合、保険料は返還しません。

其他注意事项 その他ご注意いただきたいこと

本保険サービスは以下保険会社が提供する共同保険サービス、東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動火災保険」という。）が他承保代理、代行業務。
各承保代理按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。
如需了解各承保代理的承保比率，请咨询（公益財団法人）日本国际教育支援協会。
（承保代理）東京海上日動火災保険株式会社（干事機構代理） 愛和道日生同和財産保険株式会社 損保 japan 株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険（株）が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
なお、各引受割合については（公財）日本国际教育支援協会にご確認ください。
（引受保険会社）東京海上日動火災保険（株）（幹事保険会社） あいおいニッセイ同和損害保険（株） 損害保険ジャパン（株） 三井住友海上火災保険（株）

本手册为学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））的概要介绍。参保前请务必仔细阅读《重要事项说明》。详细内容参见已经交付给保单持有人团体法
人代表的保险条款。如有任何疑问，请发送邮件至下方“普通咨询专用邮箱地址”。

参保后，请阅读《学研意外险附带学生综合险（综合生活保险（儿童综合补偿））补偿概要等》。

有关本保险合同的所有权利与义务均由《综合生活保险普通保险条款及特别条款》日语版作出规定。其他语种版本为日语版的译文，仅供参考。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みくだ
さい。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、下記「一般照会専用アドレス」までお問い合わせ
ください。

なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。
本保険契約の全ての権利および義務は、総合生活保険普通保険約款および特約の日本語版で規定されています。日本語版の翻訳は、参照のみを目的で提供されています。

学研意外险附带学生生活综合保险为综合生活保险（儿童综合补偿）的别名。
本保险为学研意外险附带学生生活综合保险团体合同，保单持有人为（公益財団法人）日本国际教育支援協会，被保険人仅限（公益財団法人）日本国际教育支援協会賛助会
員大学在校學生。保单请求权、保险合同解除权等权利原则上为（公益財団法人）日本国际教育支援協会所有。
学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）のペットネームです。
この保険は（公財）日本国际教育支援協会を契約者とし（公財）日本国际教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合
保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国际教育支援協会が有します。

<其他 关于普通咨询>

非事故报告的、有关参保的咨询或有关合同变更的咨询，请发送邮件至下方普通咨询
专用邮箱地址。（请使用“英语”或“日语”撰写邮件。）我公司收到邮件后，将直接
回复至发件地址。请务必在邮件中写明大学名称、您的姓名、学号。

【普通咨询专用邮箱地址】【一般照会専用アドレス】 futaigakuso.inbound@tmnf.jp

<その他 一般のご照会について>

事故報告以外の、加入に関するご照会やご契約の変更に関するご照会につきましては、以下の一般照会専用アドレスへご連絡ください。（「英語」または「日本語」で
お願いします。）ご連絡を頂いたメールアドレスへ、メールにてご返信いたします。
メールの際には、「大学名」、「お名前」、「学籍番号」を必ず、記載ください。

咨询处 お問合せ先	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. Inbound futai-gakuso 查询窗口 東京海上日動火災保険株式会社 インパウンド付帯学総 照会窓口	【事故受理】【事故受付】 insclaim.futaigakuso@tmnf.jp ※ 事故発生時の緊急対応。発生後、個人賠償責任補償の事故時、（東京海上日動火災保険）「0120-720-110」へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注）因事故而拨打电话时，请告知「証券番号」・「事故の概要」。 ※ 個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合に限り、「事故受付センター」（東京海上日動安心110番）「0120-720-110」へお電話でご連絡いただくことも可能です。 注）事故のお電話の際は、「証券番号」・「事故の概要」をお伝えください。
代理店 取扱代理店	Tokio Marine & Nichido Anshin Consulting Co., Ltd. 東京海上日動あんしんコンサルティング(株)	〒103-0027 1-19-1 Nihonbashi Dia Building 8F, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 東京都中央区日本橋1-19-1 8F
承保公司 引受保険会社	Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. （负责部门及分公司）Niigata Branch Niigata Chuo Sub-branch 東京海上日動火災保険株式会社（担当課支社）新潟中央支社 Cチーム	〒950-8545 2-3-6, Bandai, Chuo-ku niigata-shi, Niigata 新潟市中央区万代2-3-6

请务必阅读。 必ずお読みください

重要事項説明

【合同概要及提醒注意事项】

重要事項説明書【契約概要・注意喚起情報のご説明】

致総合生活保険
(児童総合補償) 参保人員
総合生活保険
(子ども総合補償)
にご加入いただく皆様へ

以下内容均为重要信息，参保前务必知晓。请务必通读全文。

※ 如果被保险人为您的亲属等其他人员，请向所有被保险人说明本内容。

※ 如有任何疑问或不明之处，请与宣传册等上所记载的谘询处联系。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【标记意义】
【マークのご説明】

合同概要
有关保险产品内容的事项

契約概要
保険商品の内容をご理解いただくための事項

提醒注意事项
参保时对客户不利的事项、尤其需要注意的事项

注意喚起情報
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

Ⅰ 参保前需确认事项 ご加入前におけるご確認事項

1 产品形式

本保险为团体合同形式的保险，被保险人仅限（公益财团法人）日本国际教育支援协会会员大学的在校学生，保单持有人为（公益财团法人）日本国际教育支援协会。

保单请求权、保险合同解除权利等原则上为日本国际教育支援协会所有。成为契约者的团体和基本补偿内容以及参保人提出申请后可自由选择的特别条款等均以手册所述内容为准。

本保险的加入条件为被保险人是保单持有人组织的成员等。有关被保险人本人范围等信息，请查阅手册等相关资料。如不属于被保险人本人范围等信息，可能会取消参保。

2 基本补偿内容及主要特别条款概要等

有关基本补偿内容中的“支付保险金的主要情况”与“不予支付保险金的主要情况”以及主要特别条款概要等，请查阅手册等相关资料。

3 有关重复补偿的注意事项

在签订以下特别条款的情况下，如果被保险人或其亲属还签订了其他同一补偿内容的其他保险合同*1，则可能出现重复补偿。如果不同的保险合同补偿内容重复，发生应予以补偿的事故时，参保人可以通过任何一份保险合同获得补偿。但有时会出现某一保险合同不予以支付保险金的情况。请在确认补偿内容的差异以及保险金额后，考虑是否签订特别条款等*2。

●个人赔偿责任补偿特别条款 ●救助者费用等补偿特别条款 ●医疗费用补偿特别条款

*1 包括综合生活保险（児童総合補償）以外的保险合同中的特别条款以及东京海上日动（以下称“本公司。”）以外的保险合同。

*2 如果仅与1合同搭配，则今后因该合同退保或因居住状态由同居变为分居等原因而导致被保险人不再属于补偿对象时，将失去补偿，敬请知晓。

4 保险金额等的设定

本保险中的保险金额需要在规定种类中选择。关于种类的详细介绍请查阅手册。保险金额等的设定，请根据高额疗养费制度和劳灾保险制度等公共保险制度进行考虑。关于公共保险制度的概要，请确认金融厅的官方网站等。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

5 保险期限以及补偿起止时间

所签保险合同的保险期限以及补偿的起止时间，请查阅手册等相关资料。因保险种类不同，有的新参保合同可能存在免责期，免责期内保险公司将不予以支付保险金。详情请查阅手册等相关资料。

6 保险费的决定方法与支付方法等

(1) 保险费的决定方法

保险费因所参保的保险种类等条件不同而不同。请查阅手册等相关资料，确认保险费。

(2) 保险费的支付方法

关于付款方式，请确认小册子等。

7 期满退还与保单红利

本保险无期满退还和保单红利。

1 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国际教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本国际教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等

は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険（子ども総合補償）以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 参保时注意事项 ご加入時におけるご注意事項

1 告知义务

参保委托单等资料中标有★或☆标记的事项，均为有关参保事宜的重要事项（告知事项），请准确填写（本公司代理商拥有知情权）。如所填写内容与事实不符，或在告知事项中隐瞒事实，保险公司有可能解除保险合同或不予以支付保险金。

※告知事项暨通知事项中标有☆标记。关于通知事项，请查阅后文中的“Ⅲ-1 通知义务等”。参保后，因参保内容变更而需要增加补偿时，内容变更时的下述事项同样为告知事项。

[告知事项・通知事项一覧]

☆：告知事项暨通知事项

●如果被保险人本人从事工作，则需要告知所从事的职业、职务等^{*1}

●被保险人本人所参保的公共医疗保险制度^{*2}

★：告知事项

●被保险人本人出生日期

●如果还签订了其他保险合同等^{*3}，则需要告知其他保险合同的内容

*1 包括由无职业状态变为有职业状态或由有职业状态变为无职业状态。

*2 仅为搭配医疗费用补偿特别条款时的告知事项暨通知事项（☆）。

*3 是指除本保险以外另行签订的、与本保险全部或部分支付责任相重合的保险合同或共济合同。如未经参保人的同意，则参保合同无效。

2 犹豫期

该保险无犹豫期。

3 死亡保险金领取人

在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请务必取得被保险人的同意（如未指定死亡保险金领取人，死亡保险金支付对象为法定继承人）。如未经参保人的同意，则参保合同无效。如果需要指定特定人员为死亡保险金领取人，请向被保险人亲属等相关人员说明该参保事宜。

如果需要指定死亡保险金领取人，烦请与手册等相关资料中所记载的咨询处联系。

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、

告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

☆：告知事項かつ通知事項

●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・職務等^{*1}

●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度^{*2}

★：告知事項

●保険の対象となる方ご本人の生年月日

●他の保険契約等^{*3}を締結されている場合には、その内容

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知事項（☆）となります。

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人

総合生活保険（こども総合補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先まで申し出ください。

III 参保后的注意事项 ご加入後におけるご注意事項

1 通知义务等

[通知事項]

参保委托单等资料中标有☆标记的事项（通知事项）如果内容有变，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。如未通知，可能会影响到所支付保险金的金额。另，承保产品不同，通知事项也不尽相同。在有的承保产品中，标有☆标记的事项可能不属于通知事项。请查阅前文“Ⅱ-1 告知义务 [告知事项・通知事项一覧]”，确认各个承保产品的通知事项。

[其他需通知事项]

●所有产品通用事项

参保人住址等发生变更时，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

[参保后的变更]

在您加入后，合同变更或退保时，请在变更日期・退保日期前联系。另外，在保险期间内，保险人如果失去了本保险合同的加入条件时，需要办理退保手续。但至保险期间结束为止，继续接受补偿的事例也有，因此请您与宣传册等上所记载的咨询处联系。

参保内容变更后未满1个月时，如果提出理赔申请，请同时通知手册等相关资料中记载的咨询处工作人员，以免出现其他问题。

2 解除合同时

如需解除保险合同，请通知手册等相关资料中记载的咨询处。

・本公司将根据参保内容及合同解除条件，按照本公司规定的计算方法进行计算后，或退还保险费，或要求支付^{*}尚未支付的保险费。所退还或所请求的保险金额因保险费支付方法及合同解除原因而不同。

・退还保险费时，原则上所退还金额少于投保人所支付的保险费扣除已承担责任期间^{*2}按月计算保险费后所得数额。

・在期满日前解除合同，或中途参保时，补偿内容及保险费可能发生变更，也有可能无法享受各种服务。

*1 可能会在合同解除日之后通知支付。

*2 是指从起始日（包括当天在内）至合同解除日的已经过去的时间。

3 被保险人申请解除合同

在综合生活保险（儿童综合补偿），根据保险对象的申请，有可以解除关于其保险对象补偿的制度。关于制度及手续的详细内容，请与宣传册等上所记载的咨询处联系。另外，关于本内容，请您与为本保险对象的所有人说明。

4 期满后

[保险期满后限制续约的规定]

●根据理赔情况以及年龄等条件，本公司可能不再予以续约，或对承保条件作出限制。

●如果本公司修改普通保险条款、特别条款或承保相关规定，则续约后的补偿办法将以续约日之时的规定内容为准。其结果可能导致续约后补偿内容等发生变更，或无法续约。

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記

「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご

連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

△
総合生活保険（こども総合補償）においては、保険の対象となる方からの

お申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

△
【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

IV 其他需留意事項 その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報処理

△
請確認在付款处理单背面或Web加入网站上刊登的<个人信息处理指南>。

●为防止因非法签订意外伤害保险等原因而导致事故发生，同时确保保险费恰当、迅速地得到切实支付，意外险公司等机构在签订合同以及发生事故时，针对有关同一被保险人或同一事故的保险合同情况以及保险费支付情况，将通过在一般社团法人日本损害保险协会登记的合同信息等加以确认。上述确认内容仅用于上述目的。

2 因取消参保、参保无效或重大事由而解除合同

●在综合生活保险（儿童综合补偿）中，如果被保险人为参保人以外人员，并需要将法定继承人以外的人员指定为死亡保险金领取人，则必须取得该被保险人同意，否则参保无效。

●保单持有人、被保险人或保险金领取人如果属于黑社会性质组织的相关人员或其他反社会势力，本公司有权解除保险合同。

●保险合同可能会因其他条款等原因而被取消、判断无效或被解除。

3 关于延期参保手续等的特别措施

由于自然灾害和感染症扩大的影响，在难以办理参保手续等的情况下，关于「更新合同的参保手续」及「保险费相当金额的缴纳」，有时可以使用设置一定宽限期的特别措施。

※关于可以使用的特别措施的详细情况，请联系《咨询处》。

4 保险公司破产时

△
●出现承保保险公司破产等情况时，保险金、退款等支付款项可能会在一定时间内被冻结，或其金额受到影响。

●如果承保保险公司破产，该保险将成为财产损害赔偿投保人保护机构的补偿对象，保险金、退款等因补偿内容不同而各有不同，具体如下表所示。

保险期限	保险公司破产等情况下的处理方法
1年以内	原则上最高补偿80%（自破产保险公司停止支付保险金起3个月之内所发生的保险事故的保险金补偿率为100%）。
超过1年	原则上最高补偿90%。但是，破产后如果预计利率等出现变化，则可能低于90%。

5 其他参保时的注意事项

△
●本公司代理商基于其与本公司间签订的委托合同，负责保险合同的签订以及合同的管理业务等代理业务。因此，与本公司代理商有效成立的所有合同均视为直接与本公司签订的合同。

●参保证是用以确认参保内容的重要依据，参保人收到参保证后，请确认参保内容是否与参保意向相符。在参保证送达之前，请妥善保管手册等参保资料以及参保委托单回执等记有参保内容的资料。如有不明之处，请咨询手册等资料中记载的咨询处。另，手册等资料中记有有关参保事宜的重要信息，请仔细阅读，并在保险期限内与参保证一同妥善保管。

●如果保险合同为共同保险合同，则各承保公司按照签订合同时确定的承保比率，各自单独承担保险合同中的责任，并非连带责任。作为干事机构的保险公司为其他承保公司代理、代行业务。关于承保公司信息，请查阅手册背面。

6 发生事故时

●发生事故后，请立即通知手册等相关资料中记载的咨询处。

●如签订了个人赔偿责任补偿特别条款，请咨询本公司后，再进行有关赔偿事故的和解谈判。

●请求理赔时，除提交条款中规定的资料外，有时还需要提交以下资料 and 证据。

- ・印章登记证明、居民证或户籍誊本等可以证明被保险人或保险金领取人本人身份的资料
- ・本公司规定的用以证明伤害或疾病程度、治疗内容及治疗时间等信息的

医生（不得为被保险人）诊断书、收据以及诊疗费用明细等（有时可能需要提交本公司指定医生的诊断书或其他医学检验标本等。）

・记载了其他保险合同等的保险金支付内容的支付明细单等本公司用以计算应付保险金金额的资料

・可以确认高额疗养费制度给付金额的资料

・可以确认附加给付支付金额的资料

・用以确认本公司支付保险金时所需必要事项的同意书

●保险对象或是保险金的领取人，因有原因无法索取保险金，应该领取保险金的保险对象或是保险金领取人的代理人没有时，保险对象或是保险金的领取人的配偶者*1或是3包括父母在内的亲属（总称为「家属」）之中，符合本公司所定条件的人，有作为保险对象或是作为保险金的领取人的代理人来索取保险金情况也有。因此关于本内容，请与您的家属各位进行说明。

*1 法律上只限配偶。

●保险金申请权具有时效（3年），敬请知晓。

●如果因发生损害而使被保险人等人员获得了损害赔偿请求权等债权，则当本公司针对该损害支付保险金后，该债权的全部或部分将转移至本公司。

●签订个人赔偿责任补偿特别条款后，除费用保险金外，仅限在以下情况下，被保险人可以申请赔偿保险金等。

1. 被保险人已经向对方支付了损害赔偿
2. 可以确认到对方已经同意向被保险人支付保险金
3. 应被保险人要求，将由本公司直接向对方支付保险金

1 個人情報の取扱い

△
払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに関するご案内>をご確認ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●総合生活保険（こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするとご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

△
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごと下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
 したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保

険金の受取人であることを確認するための書類

- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 個人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合



< 境内留学生専用 >
< インバウンド留学生用 >

2023 年 4 月以后起始の保険
2023 年 4 月以降始期用

学研意外险附带学生综合险
(综合生活保険 (儿童综合补偿)) < 补偿概要等 >
学研災付帯学総 (総合生活保険 (こども総合補償)) < 補償の概要等 >

补偿概要等将为您介绍条款概要。有的参保类别可能不属于此处的保险金支付范围。关于参保类别的详细介绍, 请查阅手册等相关资料。如果因受非保险金支付范围内的身体障碍等影响, 导致保险金支付范围内的身体伤害程度加重, 则东京海上日动 (以下称“本公司”) 将按照去除该影响时的相应金额支付保险金。详细信息请咨询小册子等记载的咨询处。

補償の概要等は約款の概要をご紹介します。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動 (以下「弊社」といいます。) は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

支払保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合		不予支付保险金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約 (注1)	死亡保険金	・ 因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害 (该保险金领取人本应领取的金额部分) ・ 因被保险人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・ 无驾照行驶、酒后驾驶时所受的伤 ・ 脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・ 因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・ 因外科手术等医疗处置 (为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。) 而导致的伤害 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的故事而遭受的伤害 ・ 因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作、职业拳手等危险职业期间发生的故事而遭受的伤害 ・ 因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的故事所致伤害 ・ 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害
	后遗障害保険金	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ (その方が受け取るべき金額部分) ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によって生じたケガ ・ ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛兽取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他見所のないもの
	入院保険金	等

(注1) 被保険人在所就读学校的管理下*1 因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤*2 时, 本公司予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

① 在大学等的正式课程中及参加学校活动期间
② 在学校设施 (宿舍除外。) 内的时间。但, 在大学等所禁止的时间或地点, 或正在进行大学等禁止的行为时除外。
③ 在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

*2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另, 职业病、网球肩等不满足急性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况, 不属于保险金支付范围, 敬请知晓。

*3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校的管理下*1 外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2 をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

① 学校等の正課中および学校行事に参加している間

② 学校の施設 (寄宿舍を除きます。) 内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③ 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3 を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶发性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

		支付保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特別条款（注1） 傷害補償基本特別条款（注1）	手術保険金	以治疗为目的，接受了属于公共医疗保险制度中的医科诊疗报酬点数表所列举的手术费计算对象中的手术*1或先进医疗*2的规定手术时 ▶住院保险金日額の10倍（住院期间的手术）或5倍（非住院期间的手术）金额为保险金支付金額。但，单次事故仅限自事故发生日起含当天在内180天以内接受的1次手术。*3 *1 伤口处理、拔牙等有些手术不在保险支付范围内。 *2 “先进医疗”是指公共医疗保险制度规定的评估疗养中，厚生劳动大臣指定的先进医疗（仅限在符合厚生劳动大臣针对各项先进医疗所定设施标准的医院或诊所等医疗机构内接受的治疗。）。(详细情况请查阅厚生劳动省官方网站。)。另，截至接受疗养之日，已经成为公共医疗保险制度给付对象的疗养不视为先进医疗（在保险期间内先进医疗的内容有变动的可能性。）。 *3 如果因单次事故所致伤害而接受了住院治疗与非住院治疗两种情况的手术，则保险金仅支付住院保险金日額の10倍金額。 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や歯歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 [先進医療]とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・ 因被保险人的故意或重大过失所致伤害 ・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致伤害（该保险金领取人本应领取的金额部分） ・ 因被保险入打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致伤害 ・ 无驾照行驶、酒后驾驶时所受的伤 ・ 脑疾患、疾病或神经错乱以及由此而产生的伤害 ・ 因妊娠、分娩、早产或流产而导致的伤害 ・ 因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的治疗除外。）而导致的伤害 ・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的故事而遭受的伤害 ・ 因从事摩托车或汽车赛事选手、自行车赛事选手、猛兽相关工作、职业拳手等危险职业期间发生的故事而遭受的伤害 ・ 因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的故事所致伤害 ・ 颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的伤害 等
	门诊保险金	因需要医生等的治疗而自事故发生日起含当天在内的180天以内接受门诊治疗（含上门诊疗。）时 ▶门诊保险金日額乘以门诊天数（实际天数）所得金額为保险金支付金額。但，自事故发生日起含当天在内满180天后的门诊治疗，不予支付。另，单次事故予以支付保险金的“门诊天数”最多不超过90天。 ※门诊保险金如果重复，则不予支付。另，支付门诊保险金期间，如果受到其他伤害，不予重复支付门诊保险金。 ※没有继续接受门诊治疗，但因医生治疗等原因而为规定的部位*1长时间以石膏固定的天数也包含在“门诊的天数”内。 *1 指石膏、石膏托、半石膏托、夹板、夹板固定、上夹板 外固定器 PTB石膏、PTB支具、线夹板等Hello best。 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

(注1) 被保险人在所就读学校的管理下*1因外部的突然、偶发的外源性事故而受伤*2时，本公司予以支付保险金。

*1 在学校的管理下是指下列情况。

① 在大学等的正式课程中及参加学校活动期间

② 在学校设施（宿舍除外。）内的时间。但，在大学等所禁止的时间或地点，或正在进行大学等禁止的行为时除外。

③ 在学校设施外从事已经上报至大学等校方的课外活动期间

*2 此处的受伤包括因有毒气体或有毒物质而急性中毒、细菌性食物中毒及病毒性食物中毒*3。另，职业病、网球肩等不满足急剧性、偶发性、外源性中的某一因素或所有因素的情况，不属于保险金支付范围，敬请知晓。

*3 自动搭配细菌性食物中毒等补偿特别条款。

(注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。

① 学校等の正課中および学校行事に参加している間

② 学校の施設（寄宿舍を除きます。）内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。

③ 学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている間

*2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

医療費用補償特約（注2）
医療費用補償特別条款（注2）
＋不設等待期特別条款（医疗费用补偿专用）
＋待機期間の不設定に関する特約（医療費用補償用）

治療費用保険金
治療費用保険金

支付保険金的主要情况
保険金をお支払いする主な場合

被保険人因疾病或伤害而在保险期限内在日本国内住院或接受了门诊治疗时
▶ 本合同将支付被保险人所负担的部分负担金*1。但，因同一疾病或伤害（含在医学上有着重要关系的疾病或伤害。）而住院*2或接受门诊治疗*3时，则仅限因开始住院或开始接受门诊治疗之日起（包括当天）满60天之日所属月份的最后一天期间的住院或门诊治疗而负担的金额。
※ 基于医生处方，在药店（即医院外药店）支付的药费也在保险金支付范围内。
※ 如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。
※ 被保险入或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。
※ 如果已经接受了下列任一给付等，则支付保险金时将从被保险人所负担的金额中扣除该给付等的金额。
● 对公共医疗保险制度作出规定的法律法规应予以支付的高额疗养费
● 依据对公共医疗保险制度作出规定的法律法规，对于支付了部分负担费用的被保险入，应该在相当于该已支付的部分负担费用的金额范围内予以给付的部分（即“附加给付”*4）
● 第三方针对被保险入已负担的部分负担金所支付的损害赔偿金
● 为补偿被保险入所遭受的损害而进行的其他给付（相当于其他保险合同或共济合同所支付的治疗费用保险金的保险金除外。）
*1 是指公共医疗保险制度中的部分负担金、相当于部分负担金的费用、住院期间的食物疗养或生活疗养所需费用中的食物疗养标准负担额或生活疗养标准负担额。事后发生退还金等情况时，将从本人负担金额里扣除。
*2 出院后，如果在包括当天在内满180天之日的第二天以后再次住院，则再次住院与上一次住院视为无关的两次住院。
*3 如果在自接受门诊治疗之日起包括当天在内满180天之日的第二天以后再次开始接受门诊治疗，则之后的门诊治疗与之前的门诊治疗视为无关的两次门诊治疗。
*4 附加给付是指健康保险工会、各种共济工会等依据其章程等规定，针对支付了部分负担金的人员，在该金额范围内予以支付的额外给付。

保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院した場合
▶ 保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）による入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限りです。
※ 医師の処方箋に基づき、薬局（いわゆる院外薬局）で支払った薬代についてもお支払いの対象となります。
※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。
● 公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費
● 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（いわゆる「附加給付」*4）
● 保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われた損害賠償金
● 保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付（他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きます。）
*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に還付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。
*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。
*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。

不予支付保険金的主要情况
保険金をお支払いしない主な場合

・ 因被保险人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗
・ 因保险金领取人的故意或重大过失所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗（该保险金领取人本应领取的金额部分）
・ 因被保险入打斗行为、自杀行为或犯罪行为为所致疾病或伤害而住院或接受门诊治疗
・ 无驾照行驶，酒后驾驶时受伤或生病，而导致住院或接受门诊治疗
・ 保险对象人产生的精神性障碍，智力障碍，人格障碍，酒精中毒及药物依赖等精神障碍*1为原因而住院或接受门诊治疗
・ 因使用毒品，大麻，鸦片，兴奋剂，危险药品，稀释剂等生病或受伤而住院或是接受门诊治疗
・ 因先天性疾病*2、住院或者去医院
・ 因怀孕或者生孩子住院或者去医院。但是「疗养的给付」等的支付对象时，不适用本规定。
・ 因痔疮、肛裂或肛瘻而住院或接受门诊治疗
・ 因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的事故所致伤害而住院或接受门诊治疗
・ 因在汽车等交通工具的竞技、试驾、在竞技场内的自由行驶等活动期间发生的事事故所致伤害而住院或接受门诊治疗
・ 为治疗牙科疾病而接受门诊治疗
・ 因颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病而住院或接受门诊治疗
・ 持续本合同的最初的保险合同（称首年度合同）开始启动的时候已经患有疾病、受伤住院或者接受门诊治疗*3
等
*1 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码F00到F99规定的内容为标准。
*2 平成27年2月13日总务省告示第35号规定的分类项目中的分类号码Q00到Q99规定的内容为标准。
*3 在首年度合同的保险期限开始时便已经存在的疾病或伤害，自首年度合同的保险期限开始时起满1年（如保险合同的保险期限超过1年，则此处为2年。）后开始接受的住院或门诊治疗也在保险金支付范围内。

・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院
・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通院（その方が受け取るべき金額部分）
・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる入院または通院
・ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院
・ 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害*1を原因として生じた入院または通院
・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院
・ 先天性疾患*2による入院または通院
・ 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合は、この規定は適用しません。
・ 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院
・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院
・ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院
・ 歯科疾病の治療のための通院
・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院
・ この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3
等
*1 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。
*2 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。
*3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。

(注2) 搭配住院各项费用保险金及先进医疗费用保险金不担保特别条款（医疗费用补偿专用）。
(注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約（医療費用補償用）がセットされています。

	支払保険金 の主な場合	支払保険金 をしない主な場合
個人賠償責任補償特約 + 個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(B) + 本人のみ補償特約(B) + 受託品等不承担保持特約	在国内外因類似以下事故、使他人受傷或破壞他人財物（包括記錄在情報機器中的情報等）※1而須承擔法律損害賠償責任時。 ● 因被視為保險對象的學生在日常生活造成的偶然事故 ※ 關於學生日常生活造成的偶然事故而被認為個人賠償責任保險對象者，也包括由學生本人的監護人、其他法定監督義務者以及代理監督義務者來承擔賠償責任的情況。 ● 被視為保險對象的學生本人居住用的房子的所有、使用或管理方面造成的偶然事故 ※ 學生本人居住用的房子的所有、使用、管理方面造成的偶然事故而成為個人賠償責任保險對象，也包括了由學生本人的監護人、其他法定監督義務者及代理監督義務者來承擔賠償責任的情況（關於代理監督義務者，限於與學生本人有關的事故。）。▶ 1 關於事故，將保險金額※2為上限，支付保險金。 ※ 限在日本國內的事故（不包括向外國法院提起訴訟的情況等），原則上將由敝公司進行協商交涉。 ※ 請注意，在與敝公司直接談判也无法獲得對方同意的情况或者被視為保險對象者沒有損害賠償責任等情况下，敝公司将无法与对方进行协商交涉。 ※ 在由其其他保險契約或者共済契約來支付保險金或互助金的情况下，保險金可能会被扣除。 ※ 除了所記載的保險金以外，关于发生事故时产生的各种费用也可能获得支付保险赔偿。 ※ 如果被視為保險對象或其家人持有具相同补偿内容的保險契約的话，则补偿可能会重复。请在加入时仔细确认补偿内容。 ※ 1 有关由于被視為保險對象者在國內委託的家产（受託物品）、在國內外住宅內保管或暫時在住宅外进行管理时受到損壞或被盜，而對受託物品有正當權利者背負法律上的損害賠償責任的情况下，也将按損害額（損害賠償責任的金額）支付保險金。但是，損耗額仅限于市場價格※3。（托運貨物相關賠償責任補償條款）由此，以下項目不在賠償範圍內。 ・ 汽車（包括高爾夫球車）・自行車、船只等 ・ 冲浪板、無線遙控模型等 ・ 行動電話等 ・ 隱形眼鏡、眼鏡等 ・ 票據等有价証券等 ・ 信用卡或手稿、設計書、賬簿等 ・ 設備・家具或商品・產品等 ・ 動物、植物等生物 ・ 車票、貨幣等 ・ 貴金屬、寶石、艺术品等 ※ 2 关于因情報機器等上記錄的情報損壞而造成的損害賠償責任，賠償支付限額為500萬日元。 ※ 3 为从重新購買同樣物品所需的金額中扣除因使用而产生的消耗份額后得出的金額。 國內外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）※1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ● 保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※ 学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関して、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の親権者、その他の法定監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ● 保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ※ 学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関して、個人賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます（代理監督義務者については、学生本人に関する事故に限ります。）。▶ 1 事故について保険金額※2を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故（訴訟が国の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※ 記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご購入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※ 1 保険の対象となる方が国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合についても、損害額（損害賠償責任の額）について保険金をお支払いします。ただし、損害額は時価額※3を限度とします。（受託品に係る賠償責任補償条項）なお、以下のものは補償の対象となりません。 ・ 自動車（ゴルフ・カートを含みます。）・自転車、船舶等 ・ サーフボード、ラジコン艇型等 ・ 携帯電話等 ・ コンタクトレンズ、眼鏡等 ・ 手形その他の有価証券等 ・ クレジットカードや橋本、設計書、帳簿等 ・ 設備・什器や美術品等 ・ 動物、植物等の生物 ・ 乗車券、通賃等 ・ 貴金属、宝石、商品品等 ※ 2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。 ※ 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ 因保単持有人或被保險人（受委託物品相關賠償責任補償條款包括其同居亲属。）等人員的故意所致損害 ・ 因地震、火山噴發等因素而導致的大海嘯所致損害 ・ 因應職務（兼職及實習除外。）而直接導致的損害賠償責任（工作所致損害賠償責任※1）導致被保險人遭到的損害 ・ 被保險人及其同居亲属的損害賠償責任導致被保險人遭到的損害 ・ 因與第三方之間的特別約定而加重的損害賠償責任所導致的被保險人遭到的損害 ・ 因損壞了借用的財物對其所具有的人員的損害賠償責任所導致的被保險人遭到的損害（在接受委託物品相關賠償責任補償條款中也屬於支付對象。）。▶ 1 因神經錯亂所致損害賠償責任而導致的被保險人遭到的損害 ・ 因持有了使用、管理飛機、船舶、車輛※2或槍械（空氣槍除外。）。所致損害賠償責任所導致的被保險人遭到的損害 <仅受委託物品相關賠償責任補償條款> ・ 因受委託物品交還委託人后发现的受委託物品的损坏而产生的損害賠償責任所導致的被保險人遭到的損害 ・ 致使受委託物品無法使用而產生的損害賠償責任（收益減少等）所導致的被保險人遭到的損害 ・ 因被保險人打鬥行為、自殺行為或犯罪行為所致損害 ・ 因無照駕駛、吸毒後駕駛、酒後駕駛期間發生的事故所致損害 ・ 因扣押、征用、沒收、破壞等国家或地方政府行使公權力而導致的損害 ・ 因受委託物品缺乏通常應具有的性質或性能而導致發生的損害 ・ 因自然消耗或生鏽、發霉等原因所導致的損害 ・ 擦傷、剝傷、塗料剝落等仅限于外觀的損傷且不会导致保險对象所具備的功能喪失或減弱的損害 ・ 因對受委託物品進行加工、修理、檢查等操作上的過失或缺少技術而導致的損害 ・ 因電力或機械事故而導致的損害 ・ 因遺忘或丟失受委託物品（包括遺忘或丟失后被盜。）。而導致的損害 等 ※ 1 被保險人并非以高爾夫球競技或指導為職業的情況下，在高爾夫球練習、競技或指導※4過程中發生的事故所導致的損害賠償責任除外。 ※ 2 駕駛的高爾夫球車本身的損壞等不在補償範圍內。高爾夫球場內的高爾夫球車除外。 ※ 3 受委託物品相關賠償責任補償條款中，因持有、使用或管理車輛而產生的損害賠償責任所導致的被保險人遭到的損害，属于支付範圍內。 ※ 4 包括高爾夫球的練習、競技或指導活動所附帶的，在高爾夫球場、高爾夫球練習場區域內正常進行的更衣、休息、用餐或洗澡等行為。 ・ ご契約者または保険の対象となる方（受託品に係る賠償責任補償条項については、その同居の親族も含みます。）等の故意によって生じた損害 ・ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任※1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害（受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。）。▶ 1 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 航空機、船舶、車両※2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <受託品に係る賠償責任補償条項のみ> ・ 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（収益減少等）によって保険の対象となる方が被る損害 ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・ 無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・ 受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・ 自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・ すり傷、かさね、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・ 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・ 電気的または機械的事故に起因する損害 ・ 受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害 等 ※ 1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導※4中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 ※ 2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は、補償の対象となりません。 ※ 3 受託品に係る賠償責任補償条項については車両の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害は、お支払いの対象となります。 ※ 4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

	支払保険金的主要情况 保険金をお支払いする主な場合	不予支付保険金的主要情况 保険金をお支払いしない主な場合
救援者費用等補償特約＋ 疾病追加補償特約 （救援者費用等補償用）	救援者費用等補償特約＋ 疾病追加補償特約（用于救援者費用等補償特約的一部分變更の特約＋ 疾病追加補償特約） 在保险期间内，因以下原因保险对象或其家属等负担了在国内外的搜索费用以及为了赶赴当地所发生的交通费・住宿费时： ●被保險人搭乘的飛機或船舶失蹤 ●通过官方机构得知突然偶发的外部事故导致被保險人处于生死不明或需要展开紧急搜查和救助工作的状态 ●被保險人因在所居住的住宅外遭遇突然偶发的外部事故而受伤后，自事故发生日起（含当天）180天以内死亡或连续住院3天以上 ●因疾病而死亡或因在保险期限内发病的疾病而连续住院3天以上（但，仅限在负有赔付责任期间内开始接受医生治疗的情况。） 等 ▶单次事故以保险金额为限度支付保险金。 ※如果其他保险合同或共济合同已经支付保险金或共济金，本公司可能减额支付保险金。 ※被保險人或其亲属如果还签订了其他与本合同补偿内容相同的保险合同，可能出现补偿重复的情况。参保前请仔细确认补偿内容。 国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 ●保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の搜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき（ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りです。） 等 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共济契約から保険金または共济金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	・因保单持有人、被保險人等人员的故意或重大过失所致损害 ・因保险金领取人的故意或重大过失所致损害（此人应领取的金额部分） ・因地震、火山喷发或因此而导致的海啸所致损害 ・因被保險人打斗行为、自杀行为或犯罪行为所致损害 ・因无驾照行使、酒后驾驶时所发生的事故而产生的损害 ・因妊娠、分娩、早产或流产所致损害 ・因外科手术等医疗处置（为治疗已经支付保险金的伤害而进行的处置除外。）所致损害 ・因使用冰镐等登山工具登山、驾驶悬挂式滑翔机等危险运动期间发生的故事而导致的损害 ・颈部鞭打症、腰痛等医学上无法客观诊断的疾病所导致的损害 ・此契约继续签署下来的最初的保险契约（称之为首年度契约。）的保险开始的时点，已持有的疾病而住院时*1 等 *1 首年度契约的保险开始的时点，已持有的疾病而在首年度契约的保险开始日起经过1年（保险期间超过1年的契约时，为2年。）后开始住院的，作为保险金的支付对象。 ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分） ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じた損害 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 ・この契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気になる入院*1 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年（保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。）を経過した後開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。

本手册为您介绍综合生活保险（儿童综合补偿）概要。参保时，请务必仔细阅读《重要事项说明》。如有不明之处，请与小册子等记载的咨询处联系。
このパンフレットは総合生活保険（子ども総合補償）の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。





汇款处理单的填写方法 払込取扱票の記入方法

本表兼有保険契約加入請求書的作用, 所以请尽量工整的用细字体填写。如有字迹不清晰及填写有疏漏时, 有时需要用电话或邮寄来办理手续。所有事项均为必填事项, 请仔细检查有无遗漏。如需修改, 请使用 — (双线) 划去, 并在空白处填写正确内容。委托入及通信栏不需要加盖更正印章。本用紙は保険契約の加入依頼書を兼ねておりますので、出来るだけ丁寧に細字でご記入ください。不鮮明な記入や記入もれがあった場合は、お電話または郵送でのお手続きが必要となります場合がございます。また全ての項目が必須項目ですので、記入もれないようご確認をお願いします。訂正の場合は — で消し、余白に正しい内容をご記入ください。訂正印はご依頼人・通信欄については不要です。

2023 年度附带学生综合险专用
2023 年度用付帯学総専用

⚠ 标注★记号或☆记号的事项为参保时的重要事项 (告知事项)。如果所填写内容与事实不符, 或未填写事实情况, 可能会导致保险合同被解除。此外, 标注☆记号的事项如果内容有变, 请立即通知本公司。如未通知本公司, 可能会影响到本公司为您支付的保险金额, 敬请注意。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項 (告知事項) です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。

- 1 请填写您在日本国内的居住地址。参保证最快需要一个月的时间可送达。如留学期限不足三个月, 请在咨询大学相关工作人員后, 填写大学相关负责窗口的地址。
日本国内にある住居の住所をご記入ください。加入者証が送付されるまで早くても一カ月かかります。留学期間が三カ月未満の場合は、大学担当者と相談のうえ、大学窓口の住所をご記入ください。
- 2 请签名。ご署名ください。
如学生已成成年, 则由学生本人签名。如学生尚未成年, 原则上应由学生的监护人签名。
ご署名は、学生が成年に達している場合、学生本人がしてください。学生が成年に達していない場合、原則として学生の親権者がしてください。
- 3 務必填写。必ずご記入ください。
请查阅手册, 选择您希望参保的相应内容后, 在此填写类型名称。パンフレットをご確認いただき、加入を希望される内容をご選択のうえタイプ名をご記入ください。
- 4 请填写与所选参保类型相应参保期限相对应的保险费。
※请注意, 本保险保险费一次性付清, 保险期限截至留学结束。加入タイプのご加入期間に合った保険料をご記入ください。
※この保険は留学期間終了までの期間一括加入ですのでご注意ください。

00 東京		払込取扱票											
口座記号番号										金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 1 1 0 - 0 2 9 8 3 0 7										※ 4		0 0 0 0 0	
加入者名 学総口 (財) 日本国際教育支援協会										料金		備考	
2023 年 100 - 0000 ※扶養者の電話番号 03 - 0000 - XXXX ※学研災への加入										※学研災への加入		5	
扶養者 (払込人) 住 1 東京都千代田区丸の内 1 - 2 - 1										2		6	
※フリガナ ジェーン スミス										2		7	
※署名 Jane Smith										2		7	
学生 (保険の対象となる方) 学籍番号 00000-0Y 〇〇大学										3		7	
※フリガナ ジェーン スミス										2		7	
※氏名 Jane Smith										2		7	
※★学生の生年月日 2004 年 4 月 5 日										2		7	
※お住まいの都道府県 東京都										2		7	
※学生の電話番号 (携帯等) 090 - 0000 - 0000										2		7	
本人の住宅 (建物) 所在地は 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇										2		7	
対人となる方本人の生活の本拠地										2		7	

- 5 未参保学研意外險 (学生教育研究人身意外伤害保險) 的人员无法参保学研意外險附帶学生综合險。如需参保学研意外險, 请咨询所属大学的留學生工作窗口。
学研災 (学生教育研究災害傷害保險) に未加入の方はこの学研災付帯学総にご加入いただくことが出来ません。学研災のご加入に関しては、所属大学の留學生担当窓口までお問い合わせください。
- 6 如果还存在其他保險合同等 (是指与您欲投保的保險合同的全部或部分支付責任相重合的其他保險合同或共済合同。) 或参保学生拥有持续从事的职业或职务, 请画○, 并在括号内填写具体内容 (如果存在其他保險合同等, 则需要填写保險公司或共済公司名称、保險种类、到期日、保險金額)。
他の保險契約等 (ご加入の保險契約の全部または一部に対して支払責任が同一の他の保險契約または共済契約をいいます。) がある場合または学生が継続的に従事している職業・職務がある場合には○をし、括弧内に具体的な内容 (他の保險契約等がある場合は保險会社・共済会社、保險種類、満期日、保險金額) をご記入ください。
- 7 请填写留學的起始年月与結束年月。
留學開始年月と留學終了年月をご記入ください。
- 8 请填写学号。如无学号, 请保留空白。
学号番号をご記入ください。学号番号がない場合、ブランクとしてください。
- 9 请选择有没有加入健康保險。治療費用類型只限加入健康保險的人才可加入。(以下是健康保險例子)
健康保險の加入有無を選択ください。治療費用タイプは健康保險加入者のみで加入いただくことが出来ます。(以下健康保險例子)
・組合管掌健康保險 ・国民健康保險 ・船員保險 ・共済組合 ・退職者医療制度 ・全国健康保險協会管掌健康保險 (原政府管掌健康保險)
健康保險の加入有無を選択ください。治療費用タイプは健康保險加入者のみで加入いただくことが出来ます。(以下健康保險例子)
・組合管掌健康保險 ・国民健康保險 ・船員保險 ・共済組合 ・退職者医療制度 ・全国健康保險協会管掌健康保險 (原政府管掌健康保險)
- 10 请填写参保学生的出生日期。学生的生年月日をご記入ください。
- 11 无需填写。ご記入不要です。
- 12 请在右图中确认「項目名称」, 然后填写相应的「項目编号」。
右図に記載の「項目名称」をご確認いただき、該当の「項目コード」をご記入下さい。

2022 年 9 月作成 22-T02484

払込取扱票

00 東京		払込取扱票											
口座記号番号										金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 1 1 0 - 0 2 9 8 3 0 7										※			
加入者名 学総口 (財) 日本国際教育支援協会										料金		備考	
2023 年 950 - 2181 ※扶養者の電話番号 025 - 262 - 7333 ※学研災への加入										※学研災への加入		5	
扶養者 (払込人) 住 新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 番地										2		6	
※フリガナ 新潟大学 学務部留学交流推進課										2		7	
※署名										2		7	
学生 (保険の対象となる方) 学籍番号 00228-0Y 新潟大学										3		7	
※フリガナ										2		7	
※氏名										2		7	
※★学生の生年月日 年 月 日										2		7	
※お住まいの都道府県 新潟県										2		7	
※学生の電話番号 (携帯等)										2		7	
本人の住宅 (建物) 所在地は 新潟県 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇										2		7	
対人となる方本人の生活の本拠地										2		7	

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号東第46581号)

これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		0 0 1 1 0 - 0									
金額		2 9 8 3 0 7									
加入者名		学総口 (財) 日本国際教育支援協会									
備考		おなまえ									
ご依頼人		様									
料金		円									
備考		日 附 印									

この受領証は、大切に保管してください。

＜个人信息处理说明＞

本保険が団体合同形式の保険、保単持有人在公益財団法人日本国際教育支援協会。保単持有人在公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」といいます。）が、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報（「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含む。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 为实现本合同相关个人信息使用目的而必须使用的范围内，向业务运营方（含保险代理商）、保险经纪人、医疗机构、保险金的请求或支付相关方、金融机构等提供参保人个人信息。
 - ② 与其他保险公司、承保保险公司集团内其他保险公司、一般社团法人日本損害保険協会等共同使用参保人个人信息，以便为进行签订合同、变更合同内容、支付保险金等的判断时提供參考。
 - ③ 承保保险公司与承保保险公司集团下属各公司以及承保保险公司的合作企业等公司为相互提供或推介产品与服务而共同使用参保人个人信息。
 - ④ 为签订、续签或管理，再保险合同或支付再保险保险金等而向国内外再保险承保公司等提供参保人个人信息。
 - ⑤ 为了便于担保权人履行质押权、抵押权等担保权人担保权的设定等相关事务或管理或行使其担保权，而向该担保权人提供参保人个人信息。
 - ⑥ 关于更新合同时的保险受理等的判断，为了确保合同的稳定运转，将把保险对象的保险金请求信息等（包括过去的信息。）提供给签约者及加入者。
- * 关于“承保保险公司集团”，如果该集团为东京海上集团，则包括东京海上控股株式会社旗下的东京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動安心生命保険株式会社等公司以及上述各公司的子公司等。

有关公益財団法人日本国際教育支援協会及承保保险公司个人信息处理方法详情，请浏览公益財団法人日本国際教育支援協会及各承保公司的官方网页。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報（「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含む。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）を契約者およびご加入者に対して提供すること。
- * 「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめご了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



＜参保时需要同意的内容＞

我本人及全体被保険人*已确认并同意以下事项，申请参保。

- ① 被保険人栏中所述个人是保単持有人组织的成员
 - ② 重要事項説明の内容
 - ③ 重要事項説明所附的“参保内容确认事項”的内容
 - ④ 下述“个人信息处理事宜”的内容。
- * 指保险的保护对象

＜ご加入時の同意内容について＞

私と被保険者*全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ① 被保険者欄記載の者が保険契約者である団体の構成員であること
- ② 重要事項説明書の内容
- ③ 重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
- ④ 下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

* 保険の対象となる方をいいます。

＜個人情報の取扱いに関するご案内＞

この保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会を保険契約者とする団体契約です。保険契約者である公益財団法人日本国際教育支援協会は、加入依頼書兼払込取扱票に記載された個人情報（「大学」といいます。）へこれを提供します。大学は、その個人情報を、教育研究活動中に起きた事故の対応等、学生支援のために利用します。共同保険の場合、東京海上日動火災保険株式会社は、その個人情報を、この保険を共同引受している引受保険会社および引受保険会社（東京海上日動火災保険株式会社を含む。以下同様とします。）のグループ（*）各社に提供します。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①

から⑥の利用・提供を行うことがあります。この取扱いに同意いただけない場合には、この保険にはご加入いただけません。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること。
 - ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること。
 - ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること。
 - ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること。
 - ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること。
 - ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）を契約者およびご加入者に対して提供すること。
- * 「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社における個人情報の取扱いの詳細等については、公益財団法人日本国際教育支援協会および引受保険会社各社のホームページをご参照ください。

- 日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/>
- 東京海上日動 www.tokiomarine-nichido.co.jp

この場所には、何も記載しないでください。